

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	就学援助(医療費)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市教育委員会は、就学援助(医療費)事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新居浜市教育委員会

公表日

平成27年12月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助(医療費)に関する事務
②事務の概要	学校保健安全法第24条に基づき、要保護・準要保護児童生徒が、学校保健安全法施行令第8条に定められた疾病について必要な治療を行ったとき、治療に要した費用の援助を行う。 要保護・準要保護児童生徒へ医療券を発行し、医療機関で治療を受ける。医療機関からの請求によって、直接医療機関へ支払う。
③システムの名称	学校保健システム
2. 特定個人情報ファイル名	
学校保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番27 2. (番号法) 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第7号及び別表第二 (情報提供) 項番26、87 (情報照会) 項番38 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供) 第19条、44条 (情報照会) 第24条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新居浜市教育委員会 学校教育課
②所属長	高橋 正弥
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市教育委員会 社会教育課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市教育委員会 学校教育課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

